

○特定自動運行の許可等に関する事務取扱要領 の制定について

(令和5年3月31日例規第42号)

この度、別添のとおり「特定自動運行の許可等に関する事務取扱要領」を定め、令和5年4月1日から運用することとしたので適正な運用を図られたい。

別添

特定自動運行の許可等に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、特定自動運行の許可等に関する事務を適正に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

特定自動運行の許可等に関する事務については、次に掲げる法令等その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）
- (2) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- (3) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）
- (4) 静岡県道路交通法施行細則（昭和35年県公委規則第7号）
- (5) 特定自動運行の許可等に関する規程（令和5年県公委規程第6号。以下「規程」という。）

第3 用語の定義

この要領において使用する用語は、法、規則、規程等において使用する用語の例による。

第4 許可

1 特定自動運行許可申請書の受理

署長は、特定自動運行許可申請書（規則別記様式第5の9。以下「許可申請書」という。）及び当該許可申請書に添付された規則第9条の21各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）が提出されたときは、申請事項及び添付書類を確認し、不備がないときはこれを受理するとともに、申請者から手数料を徴収するものとする。この場合において、許可申請書及び添付書類（以下「許可申請書等」という。）に不備があるときは、申請者に補正を求めるものとする。

2 調査

署長は、前記1の規定により許可申請書等を受理したときは、当該申請者が法第75条の14各号のいずれかに該当するか否かについて調査し、その結果を許可調査結果票（様式第1号）に記載するものとする。

3 県本部への報告

署長は、前記2の調査結果を許可に関する調査報告書（様式第2号）に許可申請書等を添えて交通部長に報告するものとする。この場合において、署長は、交通部長に報告する書類の写しを保存すること。

4 審査

交通部長は、前記3の規定により報告を受けたときは、法第75条の13第1項及び別に定める審査基準に基づき審査するものとする。

5 関係機関への意見聴取

- (1) 交通部長は、前記4の審査の結果を踏まえ、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）（規程様式第2号）により、国土交通大臣等及び特定自動運行の経路をその区域に含む市町の長の意見を聴取するものとする。
- (2) 交通部長は、前記(1)のほか必要と認めるときは、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）（規程様式第3号）により、静岡県知事、特定自動運行の経路を構成する道路の管理者、学識経験を有する者その他必要と認める者に意見を聴取するものとする。

6 許可又は不許可の決定

交通部長は、前記5の規定による意見の聴取結果を踏まえ、許可又は不許可を決定し、その結果を許可に関する結果回答書（様式第3号）により申請を受理した署長に回答するものとする。この場合において、許可のときは特定自動運行（変更）許可証（規則別記様式第5の7。以下「許可証」という。）を、不許可のときは不許可に関する通知書（規程様式第1号）を添付するものとする。

7 許可証の交付又は不許可の通知

署長は、前記6の規定により回答を受けたときは、速やかに申請者に許可又は不許可とした旨を通知するとともに、申請者に対して速やかに、許可証の交付又は不許可に関する通知書の送付を行うものとする。

8 公示

交通部長は、前記6の規定により許可をしたときは、公示書（規程様式第7号）を静岡県警察ホームページに掲載その他の方法により、公示するものとする。

第5 許可証の再交付

1 特定自動運行許可証再交付申請書の受理

署長は、特定自動運行許可証再交付申請書（規則別記様式第5の8。以下「再交付申請書」という。）が提出されたときは、申請事項を確認し、不備がないときはこれを受理するものとする。この場合において、再交付申請書に不備があるときは、申請者に補正を求めるものとする。

2 県本部への報告

署長は、前記1の規定により再交付申請書を受理したときは、再交付・変更（書換え）・返納受理報告書（様式第4号。以下「再交付等受理報告書」という。）に再交付申請書及び許可証（汚損又は破損の場合に限る。）の写しを添えて交通部長に報告するものとする。この場合において、署長は、交通部長に報告する書類の写しを保存すること。

3 許可証の再交付の決定

交通部長は、前記2の規定により報告を受けたときは、許可証の再交付の可否を決定し、その結果を再交付・変更（書換え）・返納受理回答書（様式第5号。以下「再交付等受理回答書」という。）により申請を受理した署長に回答するものとする。この場合において、許可証の再交付を行うときは、裏面に再交付年月日及び再交付の旨を記載した許可証を添付するものとする。

4 許可証の再交付

署長は、前記3の規定により許可証の送付を受けたときは、速やかに申請者に交付するものとする。この場合において、汚損又は破損に係る許可証については、後記第12の規定による返納の手続を行うこと。

第6 許可事項の変更等

1 特定自動運行計画変更許可申請書等の受理

(1) 署長は、特定自動運行計画変更許可申請書（規則別記様式第5の10。以下「変更許可申請書」という。）及び添付書類のうち当該変更に係るもの（以下「変更許可添付書類」という。）が提出されたときは、申請事項及び変更許可添付書類を確認し、不備がないときはこれを受理するとともに、申請者から手数料を徴収するものとする。この場合において、変更許可申請書及び変更許可添付書類に不備があるときは、申請者に補正を求めるものとする。

(2) 署長は、特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書（規則別記様式第5の11。以下「変更届出書」という。）及び規則第9条の25第2項に規定する書類（以下「変更届出添付書類」という。）が提出されたときは、届出事項及び変更届出添付書類を確認し、不備がないときはこれを受理するものとする。この場合において、変更届出書及び変更届出添付書類に不備があるときは、届出者に補正を求めるものとする。

2 調査

署長は、前記1(2)の規定による届出が、法人の新たな役員の就任に係るものであるときは、第4の2の規定に準じて調査するものとする。

3 県本部への報告

(1) 署長は、前記1(1)の規定により変更許可申請書を受理したときは、再

交付等受理報告書に変更許可申請書、変更許可添付書類及び許可証の写しを添えて交通部長に報告するものとする。この場合において、署長は、交通部長に報告する書類の写しを保存すること。

- (2) 署長は、前記1(2)の規定により変更届出書を受理したときは、再交付等受理報告書に変更届出書、変更届出添付書類、許可証の写し及び許可調査結果票（調査したときに限る。）を添えて交通部長に報告するものとする。この場合において、署長は、交通部長に報告する書類の写しを保存すること。

4 審査等

- (1) 交通部長は、前記3(1)の規定により報告を受けたときは、第4の4及び第4の5の規定に準じて審査し、及び関係機関の意見を聴取するものとする。
- (2) 交通部長は、前記3(2)の規定により報告を受けたときは、変更内容を確認し、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、当該許可証の書換えを行うものとする。

5 許可又は不許可の決定

交通部長は、前記4(1)の審査の結果等を踏まえ、許可又は不許可を決定し、その結果を再交付等受理回答書により申請を受理した署長に回答するものとする。この場合において、許可のときは許可証を、不許可のときは不許可に関する通知書を添付するものとする。

6 変更及び書換えの決定

交通部長は、前記4(2)の確認の結果を踏まえ、変更及び許可証の書換えを決定し、その結果を再交付等受理回答書により届出を受理した署長に回答するものとする。この場合において、許可証の書換えを行うときは、裏面に書換え年月日及び書換えの旨を記載した許可証を添付するものとする。

7 許可証の交付又は不許可の通知

署長は、前記5の規定により回答を受けたときは、速やかに申請者に許可又は不許可とした旨を通知するとともに、申請者に対して速やかに、旧許可証の返納及び新許可証の交付又は不許可に関する通知書の送付を行うものとする。

8 許可証の書換え

署長は、前記6の規定により許可証の書換えを行う旨の回答を受けたときは、速やかに届出者に旧許可証と引換えに新許可証を交付するものとする。

9 公示

交通部長は、前記5の規定により許可をしたときは、公示書（規程様式第8号）を静岡県警察ホームページに掲載その他の方法により、公示するものとする。

第7 報告及び立入検査

1 報告及び立入検査の範囲

交通部長又は署長は、必要と認めるときは、法第75条の25第1項の規定により、特定自動運行実施者に対し、報告若しくは資料の提出を求め（以下「報告等の求め」という。）又は立入検査を行うことができる。この場合において、報告等の求めで目的が達成できるときは、これによるものとする。

なお、交通部長又は署長は、必要と認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる（第7から第10までにおいて同じ。）。

2 立入検査等の事由

報告等の求め及び立入検査（以下「立入検査等」という。）は、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 法、道路運送法（昭和26年法律第183号）、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定に違反した場合において、その後の状況を確認するとき。

(2) 次に掲げる処分を行った場合において、その後の状況を確認するとき。

ア 法第75条の26第1項の規定による指示（以下「指示」という。）

イ 法第75条の27第1項の規定による許可の効力の停止（以下「許可の効力の停止」という。）

ウ 法第75条の28第1項の規定による仮停止（以下「仮停止」という。）

(3) その他交通部長又は署長が必要と認めるとき。

3 身分証明書の提示

立入検査を行うときは、法第75条の25第2項の規定により、警察手帳その他交通部長が警察職員の身分証明書として適当と認めるものを携帯させ、関係者に提示させるものとする。

4 立入検査等の実施結果報告

署長は、立入検査等を行ったときは、その結果を立入検査等実施結果報告書（様式第6号）により、交通部長に報告するものとする。

第8 指示

1 県本部への報告

署長は、指示をする必要があると認めるときは、特定自動運行に関する処分報告書（様式第7号。以下「処分報告書」という。）に疎明資料を添えて交通部長に報告するものとする。この場合において、署長は、交通部長に報告する書類の写しを保存すること。

2 審査

交通部長は、前記1の規定により報告を受けたときは、別に定める処分基

準に基づき審査するものとする。

3 行政庁への意見聴取

交通部長は、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が法第75条の26第2項の規定に該当するものであるときは、特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書（規程様式第5号）により、当該事業を監督する行政庁の意見を聴取するものとする。

4 弁明の機会の付与

交通部長は、前記2の規定による審査及び前記3の規定による意見聴取の結果を踏まえ、指示を行う場合には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）第20条に規定する弁明通知書を交付し、当該特定自動運行実施者に弁明の機会を付与するものとする。ただし、作動状態記録装置を備える義務（法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第63条の2の2第1項）等、行うべき事柄（又は行うべきでない事柄）が客観的に明確である義務に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項第3号の規定により弁明の機会の付与を要しないものとする。

5 指示の決定

交通部長は、前記4の弁明の結果を踏まえ、指示の可否を決定し、その結果を特定自動運行に関する処分回答書（様式第8号。以下「処分回答書」という。）により処分報告書を送付した署長に回答するものとする。この場合において、指示を行うときは特定自動運行に関する指示書（規程様式第4号。以下「指示書」という。）を添付するものとする。

6 指示の通知

署長は、前記5の規定により指示書が送付されたときは、速やかに当該特定自動運行実施者に指示書を送付し、その旨を交通部長に報告するものとする。

第9 許可の取消し等

1 県本部への報告

署長は、特定自動運行実施者について、法第75条の27第1項各号に規定するいずれかの事実が判明したときは、処分報告書に疎明資料を添えて交通部長に報告するものとする。この場合において、署長は、交通部長に報告する書類の写しを保存すること。

2 審査

交通部長は、前記1の規定により報告を受けたときは、別に定める処分基準に基づき審査するものとする。

3 行政庁への意見聴取

交通部長は、第8の3の規定に準じて当該事業を監督する行政庁の意見を聴取するものとする。

4 聴聞

交通部長は、前記2の審査及び前記3の規定による意見聴取の結果（以下「審査結果等」という。）を踏まえ、法第75条の27第1項の規定による許可の取消し（以下「許可の取消し」という。）を行う場合には、聴聞規則第8条に規定する聴聞通知書を交付し、当該特定自動運行実施者に聴聞の機会を付与するものとする。

5 弁明の機会の付与

交通部長は、審査結果等を踏まえ、許可の効力の停止を行う場合には、聴聞規則第20条に規定する弁明通知書を交付し、当該特定自動運行実施者に弁明の機会を付与するものとする。

6 許可の取消し等の決定

交通部長は、前記4の聴聞又は前記5の弁明の結果を踏まえ、許可の取消し又は許可の効力の停止（以下「許可の取消し等」という。）の可否を決定し、その結果を処分回答書により処分報告書を送付した署長に回答するものとする。この場合において、許可の取消し等を行うときは特定自動運行許可取消（停止）通知書（規則別記様式第5の12。以下「取消（停止）通知書」という。）を添付するものとする。

7 許可の取消し等の通知

署長は、前記6の規定により取消（停止）通知書の送付を受けたときは、速やかに当該特定自動運行実施者に取消（停止）通知書を送付し、その旨を交通部長に報告するものとする。

8 公示

交通部長は、前記6の規定により許可の取消しをしたときは、公示書（規程様式第8号）を静岡県警察ホームページに掲載その他の方法により、公示するものとする。

第10 仮停止

1 県本部への報告

署長は、特定自動運行実施者について、法第75条の28第1項各号に規定するいずれかの事実が判明し、仮停止をしようとするときは、特定自動運行に関する仮停止報告（速報）書（様式第9号。以下「仮停止報告書」という。）により速やかに交通部長に報告するものとする。

2 仮停止の決定

署長は、前記1の規定により報告をしたときは、仮停止をすることの適否について、交通部長に意見を求めた上、当該処分を決定するものとする。

3 仮停止の通知

署長は、前記2の規定により仮停止を行う場合には、仮停止処分通知書（規則別記様式第5の13）を当該特定自動運行実施者に交付するものとする。

4 弁明の機会の付与

(1) 署長は、前記3の規定により仮停止をするときは、仮停止処分通知書に記載した事項を口頭で説明し、その場で当該処分をした日から起算して5日以内に弁明することができる旨を伝えとともに、次の事項を教示すること。

ア 弁明は特別の事情がない限り署で行うこと。

イ 弁明のため出頭する場合は、官庁執務時間内に行うこと。

ウ 弁明は、弁明書を提出して行うことができること。

(2) 口頭による弁明が行われるときは、署長の指名する巡査部長以上の階級にある警察官が弁明調書（様式第10号）に録取すること。

(3) 職員は、弁明書を受領したとき、又は弁明を録取したときは、速やかに署長に報告すること。

(4) 署長は、弁明書又は弁明調書の内容を検討した結果、仮停止をすることが適当でないと認めた場合には、本部長の指示を受けてその処分を取り消すこと。この場合において、当該特定自動運行実施者に速やかに当該処分の取消しを通知すること。

5 県本部への報告

署長は、前記3の規定により仮停止を通知したときは、仮停止報告書に疎明資料を添えて交通部長に報告するものとする。この場合において、署長は、交通部長に報告する書類の写しを保存すること。

第11 指示等の報告

交通部長は、法第75条の29の規定により国家公安委員会に報告する場合は、警察庁交通局交通企画課を経由して行うものとする。

第12 許可証の返納

1 許可証の返納の受理

署長は、規則第9条の38第1項各号又は第3項各号のいずれかの規定により許可証の返納を受けたときは、特定自動運行許可証返納書（規程様式第6号。以下「返納書」という。）により受理するものとする。

2 県本部への報告

署長は、前記1の規定により許可証の返納を受理したときは、再交付等受理報告書に返納書及び許可証を添えて交通部長に報告するものとする。この場合において、署長は、交通部長に報告する書類の写しを保存すること。

3 署への回答

交通部長は、前記2の規定により報告を受けたときは、返納理由等を確認し、再交付等受理回答書により許可証の返納を受理した署長に回答するものとする。

4 公示

交通部長は、前記3の規定により許可証の返納を受理したときは、公示書（規程様式第9号）を静岡県警察ホームページに掲載その他の方法により、公示を行うものとする。